

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第181号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び係」、
「管 理 係
保 健 係
普 及 係
指 導 係」
及び「環境衛生係
食品衛生係」
を削る。

第2条第1項中「係 長 6人」を削り、同条第3項の表健康づくり推進課管理系の職員（係長を除く。）の項から衛生課食品衛生系の職員（係長を除く。）の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 健康づくり推進課の職員（課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。） | 健康づくり推進課の職員（課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。） |
| 衛生課の職員（課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。） | 衛生課の職員（課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。） |

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、健康づくり推進課に管理係長、保健係長、普及係長及び指導係長、衛生課に環境衛生係長及び食品衛生係長を置く。

第3条第3項中「及び係長」を削り、同条第4項中「担当課長」の右に「及び係長」

を加える。

第8条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「, 係長」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)